

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822-203
評価実施期間	R5年11月1日～R6年3月4日
評価調査者番号	① 第17-004号
	② 第14-005号
	③ 第17-001号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) はなえみ保育園	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 岩本 淳子	開設年月日： 2019年4月1日
設置主体： 経営主体：社会福祉法人 茉音の花	定員： (利用人数) 100名
所在地：〒861-2232 熊本県上益城郡益城町馬水80-1	
連絡先電話番号： 096—285—8128	F A X 番号： 096—285—8178
ホームページアドレス	https://www.hanaemi.jp.net/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
乳幼児の保育	入園式・お見知り会・はなえみ祭・運動会 クリスマス会・保育参加・きらり万華鏡・ お別れ遠足・卒園式					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
鉄骨造平屋建 乳児ほふく室・1, 2歳児保育室・3, 5 歳児保育室・子育て相談室 倉庫・事務室・ホール・給食室・多目的保 育室	園庭・厨房・多目的トイレ・沐浴室・駐車 場					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士資格	1 4	8
	統括主任保育士	1		子育て支援員		3

副主任保育士	4		看護師免許		2
保育士	8	8	栄養士資格	2	2
支援員		3	調理員免許		1
看護師		2			
栄養士	2	2			
調理士		1			
事務員		2			
用務員		3			
委託医		2			
合計	16	23	合計	16	16

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

保育理念

わたしたちは、土や水、みどりに触れ五感を存分に使って遊べる環境を提供し、人格形成の基礎をつくる保育を実践します。

子どもと共に自らも学び、共に育つことで、子育てしやすい地域と家庭を実現するとともに、関わった人々の心の拠り所となることを追求します。

保育方針

こどもが、自分らしく個性を伸ばせるくつろげる空間と関係を構築します。

土と水と緑、動物や植物に触れる野外での体験を多く持ちます。

大きなけがを防ぐため安全を確保し、自らの危険を察知できる能力を育てます。

地域と連携し、子どもに多様で本物の体験機会を提供します。

基本的なふるまいと習慣を身につけ、自分で決めて行動する保育を実践します。

3 施設・事業所の特徴的な取組

体験型保育（本物体験）

絵本の読み聞かせ

コーナー保育（遊ぶものを点在させ、子ども自らが選び遊ぶ）

クラス編成（異年齢保育）

生活の基本（担当制保育）

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年11月1日（契約日）～ 令和6年4月18日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（ 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 「安心の基地」としての、はなえみ保育園

「出来たことを先生に見せたがっている」、「喜んで登園している」という保護者の声が寄せられています。保護者アンケートでは園に対する信頼が厚く、子どもにとっても不安や不快なことから逃れられる、「安心・安全の基地」となっています。

2 「子ども主導」の意思決定で自己を実現

「子どもの意思」を大事にするために、子どもに対して「丁寧な対応」を尽くし、「自己決定を急がせない」、「先回りして誘導にならない」ように心がけています。したい遊びを自分で決めて良く、決めた後の子どもの動きには、ぶれが無いように見えます。

3 コーナー保育で興味のある遊びに没頭

人形遊び、ままごと、ブロック、ぬり絵、ダンスを踊るなど、それぞれの子どもが興味ある分野の遊びに没頭しています。

4 異年齢同保育で成長

3歳以上児は、年齢にかかわらず一緒に遊び、そのことで「言葉やトイレトレーニングの覚えが早い」という声があります。あたかも「兄弟で遊んでいる」ようでもあり、「生活面でのノウハウの獲得」が加速しやすいようです。

年長児が泣いている子に「大丈夫だよ」とやさしくトントンし、寝かしつけるふうです。帽子をかぶせてあげたり、靴を履かせに来たりもします。

5 障がい児も一緒に生活

障がい児の歩行器を押してあげる、摺り立ちを邪魔しない、医療的ケア児の体につながっている管を触らない、衣類を持ってくるなど周りの子ども達が手伝い合って、育ち合っているようです。

6 乳児クラス（0～1歳児）で育児担当制導入

未満児を対象に保育士が愛着対象となりやすいように、あるいは一人一人に応じた細やかな対応ができるように、10回コースの研修（主に愛着形成：どこを丁寧にかかわるか）に、5人参加しています。育児担当制導入により子どもたちの、「ごはんの食べ方、衣類の脱着、睡眠、トイレ」など生活の所作が、丁寧になる効果があるようです。

具体的には、子ども自身が「一口で食べられる量」を自覚し、「食べこぼし」が驚くほど無くなります。寝かしつけが要らなくなり、子どもが必要な時には、保育者に手伝いを求めるようになっていきます。

7 子ども食堂で7年間も地域を支える

2023年度の活動としては、昨年7月から本年1月までの7ヵ月間の開催は24回、利用者559人、支援者170人、1,344配食です。熊本地震を経験した1年後から今日まで、7年間も地域を支えています。

効果や成果として、小・中・高校生は「雰囲気が親戚で集まっている感じ」、「ゆったりと気分が解放される」と感じているようです。さらに、それぞれの家庭の置かれた状況も見えてきます。

課題としては、①同時に進めている学習支援の人材確保、②外部支援以外の自己負担分が赤字になってしまうという点です。

8 散歩で学びと豊かな感性

園の周りは田畑が広がり、天気の良い日は散歩に出かけ、自然と触れ合う時間を作っています。異年齢の子どもたちが2人で手をつなぎ兄弟・姉妹の様なおしゃべりをしながら歩きます。車が来たら止まって待つ事、「この標識は止まれだよ」と交通ルールも学びます。

途中で行き交う地域の人に「こんにちは」の元気な挨拶を交わしています。あぜ道には菜の花、タンポポが咲き「ちょうちょだ」「みつばちとんでる」などの会話も弾み、春を感じる中で、豊かな感性を育てています。

9 食の興味を深めるワクワク体験

食に関する体験が豊富にあります。田植えから収穫、精米まで行い、無農薬栽培で作られた米は園の食事に提供されています。サツマイモは植え付けから芋ほり、芋チップ作り迄、更に園内菜園での野菜栽培（トマト・ピーマン・オクラ等）、味噌作り体験、梅干し作り体験等、食べ物への関心と食べる楽しみを深める取り組みが行われています。

10 東日本大震災の日（3月11日）に防災訓練・防災食作り体験

毎年震災の日の3月11日に防災訓練と防災食を作る体験が実施されています。子どもたちは非常サイレンの音を聞き、職員の誘導で全員園庭に避難します。避難確認が終わった後は子どもたちに全員に「戻らない・押さない・しゃべらない事」等避難の方法や、避難の大切さを、ファイルを使って分かり易く伝える時間を作っています。

防災食は、子どもたちが準備した（耐熱ビニールに一人分のお米と水を入れて密閉）ものを、園庭にあるかまどでマキを燃やして湯煎で炊き上げ、同時に味噌汁（野菜・厚揚げ）の昼食が作られます。子どもたちは、かまど炊き防災食作りの過程を経験して、食べる迄の貴重な体験をしています。

11 子どもの安全に役立つ職員の小児救急法インストラクター資格取得

職員全員（保育士、看護師、調理員、パート職員も含め）が、小児の心肺蘇生法、AEDの使用法や、病気、怪我の応急手当法等を、園内で専門員から講習や実技学び、適切な対応方法が出来る様になる為の、小児救急インストラクターの資格を取得しています。子どもたちの安心と安全を守るために役立つ園の取り組みが、行われています。

◆改善を求められる点

1 児童虐待防止法、パワハラ防止法、公益通報制度の再確認

それぞれの判断基準を明示し、それぞれの通報窓口を設置することは、①健全運営上、②法令遵守上から必要です。

2 休憩時間の確保

休憩時間の確保は、健全な保育事業継続に必要不可欠ですが、完璧ではないという声があります。

3 人材確保

雇用制度の変化により、保育士養成校や職安からの直接採用がほぼ無くなり、人材確保費用が増大して事業運営に負担となっています。保育の質を落とすことは出来ないため、事業所単独の努力に余りあるものがあります。

4 感染症マニュアルの充実

感染症発生時には、主に次亜塩素酸消毒や銀イオンミスト噴霧、換気等が行われていますが、感染症を広げないために、実施されている方法の継続と保育所で発生し易い各感染症（インフルエンザ・コロナウイルス・RSウイルス・ウイルス性胃腸炎・水疱瘡等）に対する具体的な消毒方法と対応についての記載が望まれます

5 個人情報保護規定・情報開示の規定の作成

個人情報の個人記録や漏洩に対する管理は責任者を置き行われていますが、今後個人情報保護規定の具体的な文書の作成と、情報開示に関する規定の文書の整備が期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、評価を受けさせて頂き、園内の環境を見直すことが出来受審して良かった。保育内容については、保護者の方の要望とニーズがどこにあるのかや、共に子育てをしていく中で、園として出来る事が無いかを考えるきっかけにもなった。また、帳票等の内容や整備についても職員間で見直したり、作成したりと整備をすることが出来た。

園内を改めて見返すと、「なぜこのようにしているのか？」など、職員間でも説明不足の所もあり、今回の評価を受けるきっかけで改めて職員に周知したこともあり、日々にかき消されて進んでしまっていることもあることが分かった。定期的に見返す事と、様々な情報を周知をしていくことを再認識できた。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	83	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

<共通評価基準>

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 保護者向け「入園のご案内」で、「園生活イメージ」というイラストとともに、園が目指すところをわかりやすく伝えています。 「保育の概要」部分で、「理念・ビジョン・方針・基本的な考え方・手法」が語られています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 町の待機児童は70人ほどであり、一時預かり保育に登録された24人のうち1日3人まで、法人所属の小規模園で一時預かり保育を行っています。 保育のニーズはありますが、雇用環境・制度の変化により、人材確保やそれに伴う財政上の負担増になっています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 評議会・理事会では共有されていますが、職員との検討・意見聴取は非常勤・パート等すべてには及んでおらず、経営課題・収支関係の共有が不十分です。 共通認識が不足すれば、改善への力がまとまりにくいと懸念されます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 課題や計画は示されていますが、評価基準は、「数値目標や具体的成果等を設定」するように求めています。「数値目標や具体的成果等を設定」すれば、目指すところがイメージし		

やすく、力を集中しやすいと思われます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 事業計画書において、課題ごとに詳細に述べられています。しかしながらそれぞれに、「数値目標や具体的成果等を設定」(評価基準)し、(職員の休憩時間の完全確保など)歯車を少しでも前に回すことが期待されます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・b・c
<p><コメント> 職員全体会議・正副主任会議等で、意見集約・反映がなされています。クラスミーティング会議・給食会議・リスクマネジメント会議(3か月ごと)等の機会があります。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・b・c
<p><コメント> 23ページに及ぶ入園案内冊子にイラストを多用し、詳細に述べられています。入園児説明会で、保育についての基本的な考え方(共に育つ)や、保育の手法について説明しています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント> 毎年10月に1時間と、必要に応じて個人面談を行っています。保育の質を高めるために遊びの種類を増やす努力があります。外遊びの場合は、ブロック・粘土・トランポリン・三輪車・砂遊び等です。 評価基準が期待する「第三者評価」の受審は、今回が初めてです。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・b・c
<p><コメント> 保護者アンケート(28項目とご意見)を実施し、数値・内容を明らかにしています。16のご要望に対して見解を述べ、回答しています。 限られた人員・時間の中で着地点を見つける努力をして、支援の質の向上を図っています。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・b・c
<p><コメント> ホームページ・職務分掌・不在時の権限委任において、自らの役割と責任を明らかにして</p>		

います。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A・㉔・c
<コメント> 評価基準が示している、「規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築」が十分ではありません。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉔・b・c
<コメント> 園長自らクラスに入り、目配り・分析・提案をしています。 キャリアアップ研修・小児救急・障がい児支援・育児担当制・わらべ歌研修などへの参加案内をしています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉔・b・c
<コメント> 4年前に設立された園ですが、5日以上の子休取得を呼びかけています。 一時預かり保育を行政に提案し、採用されています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉔・c
<コメント> 産休・育休が取りやすい職場になるように努めていますが、昼休憩が完全ではないという意見もあります。 人材採用のルートに変化があり、養成校・職安経由の採用がほぼなくなり、費用が増えて来ています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が定められていません。職員の意向・希望を確認するコミュニケーション（面談）は年1回で、その他は必要に応じて行われています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉔・b・c
<コメント> 就学前の子どもがいる職員には、有給以外に5日までは休めるよう配慮しています。 記録もデジタル一辺倒ではなく、見える保育にすべく一部の記録をアナログに戻すことも検討しています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 希望する研修があれば受講することが出来ます。目標達成度確認は、中間面接等はありませんが必要に応じてその都度行っています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント> キャリアアップ研修一覧表があり、年間計画があります。 小児救急法シュミレーション研修にも力を入れています。令和4年度は6回実施し、同じ内容を2日間行い受講漏れがないようにしています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 子どもの緊急的な場面で、救急車の依頼や応急措置が功を奏し、大事には至らなかったことがありました。小児救急法シュミレーション研修は年6回、全員が受けています。 研修は、希望があれば受けられる状態です。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント> 主任が、保育協会主催の指導者研修を受けています。プログラムについては、事前に届く「実習生を受け入れるに当たってのお願い」要請に沿って、組み立てています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉠・c
<p><コメント> 評価基準が期待する「法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報」のうち、事業計画、事業報告、予算部分の公開は未だです。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉠・c
<p><コメント> 職務分掌と権限が、一人に集中しないようにしています。行政書士・労務管理士が、毎年チェックしています。 「外部の専門家による監査支援等」は、次年度以降公認会計士に委託の予定です。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c

<p><コメント> コロナ下で活動が制限されていますが、ハロウィンパレードで近くの老健施設を訪れています。日々の散歩で地域の方々と挨拶を交わします。 音楽や読み聞かせのボランティアに、来て頂いています。園舎は田畑に囲まれていて、農家の方と交流があります。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント> 責任者は園長または主任であり、マニュアルがあります。個人情報等の守秘義務等の内容を活動前にお伝えしています。 令和5年度は、洗濯ボランティア(5回)・高校生による保育士体験ボランティア(1回)・チェロ/バイオリン/ピアノによる「百万人のクラシック」演奏会(2回)が、行われています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 町や社協と連携し、一人親支援を行っています。ケース会議では町の支援係と情報交換し、児相に相談することもあります。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 運営している子ども食堂での話題から、社会ニーズを把握することがあります。町の多職種支援会議に参加し、情報を得ることもあります。 近くの災害復興住宅の方々が、会議室を利用されることもあります。現在は、夕方に「かきかた」の先生に課外活動として入って頂いています。絵画教室・そろばん教室も園内で出来ないか、提案を頂いています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 7年前から子ども食堂を運営し、昨年7月から本年1月までの7ヵ月間の開催は24回、利用者559人、支援者170人、1,344配食です。 月に3回程度開催していて、月2回の学習支援と月末1回のお弁当配食の子ども食堂も行っています。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 毎年7月に見直しています。実際に在った事例を元に子ども役と職員役に分かれて、お互いにどのような状況だったのかを研修でお互いに感じられるように「声かけ」の研修をして</p>		

<p>います。</p> <p>男性保育士が男の子の脱着支援というような、同性支援ができればと願っています。</p> <p>入園児の国際化に伴い、食事の宗教上の禁止事項を共有する取り組みも、必要になってきています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員同士が、子どもの前で保護者の話をしないようにして、保護者のプライバシー保護を図っています。</p> <p>プールなど個々の支援のシーンに応じて、配慮事項を共有しています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園を見学に来られる方は年間50人ほどで、実際に入園される方は5人に1人の割合です。</p> <p>1時間ほど説明をし、同時に園の方針として、子どもに負担をかけすぎるとな“生活発表会”はしていない事も伝え、誤解のないように努めています。</p> <p>未満児クラスは、保護者参加型の保育参加とし、以上児クラスでは、保育士から教えられたことを頑張るのではなく、1年間頑張ってきた事を子どもたち自身で考え作り上げ保護者にみてもらっています。</p> <p>なお見学申し込みは、園のホームページからも出来ます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育内容は入園案内書に、イラスト入りで、わかりやすく詳しく説明し、同意書を残しています。毎年保護者アンケート（回答率65%）を頂き、保育に関するご意見ご要望を承っています。</p> <p>子ども・保護者・園の三者が、ともに育ち合う（共育）という考えであり、園の役割が単なるベビーシッターではないことを願っています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>担当者は、園長・主任であり、転園先に子どもの状況・状態を記載した要録を送っています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年詳細な保護者アンケートを、実施しています。28の質問項目があり、16の要望・15の感謝があります。16の要望に対しては、詳細な分析・対応策が丁寧に述べられています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>玄関内に仕組みの掲示・苦情箱はありますが、入園案内に記載はありません。今回の第三</p>		

者評価受審保護者アンケートで、「わからない」という意見があったのは、そのことによると思われます。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「行事や日ごろの様子、子どもの写真がもっと欲しい」という要望は、ほとんどの園にも繰り返し意見が出されて共通するものですが、対応人員にも限度があるために理解を得られるように、丁寧に回答しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園が実施した保護者アンケートの16 要望中3 件が、トイレトレーニングについてであり、ご家庭での悩みは職員にご相談いただくように明示しています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの安心・安全のためにリスクマネジメント責任者（主任）を配置し、事故発生時は内容に応じて緊急会議を開き、改善、対応方法等話し合いを行って職員への周知に努めています。</p> <p>報告書は事故の内容、状況、園での応急手当等記載され、「ヒヤリハット・事故報告書」の収集はコドモン（ICT システム）の中に行われています。</p> <p>遊具の点検は「施設安全チェック表」で毎月実施され、防犯カメラは屋内外に9 台設置して設備、防犯等安心、安全のための取り組みが行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>感染症予防の対策は看護師が担当し、感染症発生時は出入り口玄関のホワイトボードに病名・発生クラス・人数等を掲示し、保護者への情報提供を行っています。</p> <p>感染症対応マニュアルは「感染症対策ガイドライン」（厚労省）に準拠して作成していますが、今後保育園で発生しやすい各疾患（インフルエンザ・RS ウイルス・ウイルス性胃腸炎・水疱瘡・コロナウイルス等）の発生時に、各疾患に合った具体的な消毒法や対応方法等の記載が期待されます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>災害対応は防災計画を立てて消防署、警察等と連携を取りながら地震、水害、台風等を想定した避難訓練や消火訓練が、毎月行われています。子どもの安否確認は「災害安全訓練実施記録」で行われ、子どもたちの安全確保のための取り組みがあります。</p> <p>食料備品の備蓄は管理者（栄養士）を決め、「備蓄リスト」を作成して整備されています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法は、保護者には園のしおりに記載して伝えられています。職員には当園が取り組んでいる「一人ひとりを大切にする保育とは」の内容を文章化したプリントを渡して研修を行い、保育方針に基づいた保育支援に努めています。</p> <p>プライバシー保護に関わる子どもの写真掲載（ホーム・園だより等）に関しては、入園時に同意書で保護者の確認を行っています。</p> <p>年1回（4月）全園児の「お見知り会」を行っています。子どもとのたちとの交流と保護者懇談会が実施されており、保護者と職員が意見交換を行う機会が設けられています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法については、年間行事等の見直しや変更がある時は、保護者には口頭やコドモン（ICTシステム）連絡ノート等での伝達が行われています。</p> <p>保護者からの意見要望は担任から主任に報告し、話し合いが必要な時は昼礼や職員会議で対応する仕組みがあります。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉑・b・c
<p>保育の指導計画は担任が立案し、行事計画は責任者を決めて主任、園長が確認を行っています。個別の指導計画は年間計画、月案、週案をたてて保護者の意向も記載されています。</p> <p>障がいのある子どもの支援計画は、関係機関の職員との話し合いを行い計画されています。</p> <p>具体的な研修では、装具使用の障害のある子どもの装具のつけ方等ビデオで学び、装具の装着方法を正しく行うための学習等が行われています。</p> <p>支援困難なケースの子どもへの対応は保護者との面談を行い、保育園で出来る支援内容の範囲等を話し合っています。計画は短期目標計画、長期目標計画を立て1ヵ月単位で見直し評価が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の見直しは年間計画では年1回、月間計画は毎月行っています。指導計画の中の園外での保育活動は保護者の同意を得て実施されています。緊急に指導計画の変更がある時は、クラス担任や居残り職員が保護者に伝え、コドモンでも知らせる仕組みがあります。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>子どもの園での生活や発達状況は個別の指導計画に基づき、コドモン（ICTシステム）に記録されています。保育所内での情報の引き継ぎは、各クラスのノートの記録で行われています。定期的に行われている会議の内容は、コドモンで情報を共有する仕組みが整備されています。</p> <p>保育記録の書き方は、新任研修や各クラスの先輩職員による個別指導が行われていますが、今後も統一した同じ様式で記録の内容や、書き方の差異を生じない様に継続した取り組みが期待されます。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>子どもや家族の記録は事務所のカギをかけた場所に保管しています。個人情報の漏洩、不適正利用に対する管理の責任者（施設長）は設置されています。</p> <p>職員からは個人情報保護規定を遵守する同意書を得ています。</p> <p>個人情報の管理は行われていますが、今後園内で実施されている個人情報保護規程の文書の作成（記録保管方法・取り扱いに関する規定・保存廃棄に関する規定等）が望まれます。</p> <p>情報開示については、保護者から開示を求められた時のルールや情報開示の範囲、対応方法等の規定の整備が期待されます</p>		

<内容評価基準>

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的計画は保育所の理念、保育方針に基き副主任（4人）主任、園長が参画して作成しています。計画は子どもの発達に応じた養護、教育、食育や地域との繋がり等総合的に記載されています。 ・全体的な計画の評価、改善等の振り返りは年1回行われ、次の計画に活かされています。 		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの生活の場として床は段差のないバリアフリーで、子どもたちの手洗い場は子どもの身長に考慮した低い高さに設置されており、床には滑り止めマットを敷き安全への配慮が行われています。トイレは明るく清潔で子どもが使いやすい設備が整備されています。 ・保育室内の換気は常に行われ、全室に空気清浄器の使用や抗菌対策の銀イオン液体ミストの活用、温度はエアコンで調整されています。子どもたちが心地よく過ごすための清潔な環境に努めています。 		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人の子どもへの対応は子どもの自己決定を大切にし、各自の性格に配慮した声かけや言葉使いに努めています。特に言葉使いについては昼礼や職員会議で話し合いを行い「急いで」や「早くしなさい」等せかず言葉の不必要な使用をしない事や、大声で子どもを呼ばない事、挨拶は立ち止まってする事等話し合い、決まったことはプリント配布や回覧で伝えられています。 ・職員の言動に注意が必要な時は、直接口頭で本人に伝えて改善に努めています。今後も子どもへの言葉の強さ、声の掛け方、言葉づかい等、適切な対応方法を職員間で共有する継続した取り組みが期待されます 		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊸・b・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが基本的な生活習慣を身につけるために衣類の着替えや、手洗い、トイレトレーニング等は子どもの発達状況に応じて、出来ない部分を一緒に手伝い、子どもへの声かけも、「すごい、出来たね」等やりたくなるような言葉ずかいに努めています。保護者にも保育園と同じ方法で行ってもらえるように伝え、生活習慣が身につくよう努めています。 ・園庭での遊びは、クラス担当以外の子どもたちにも職員同士が協力して事故防止等の観察を行い、子どもたちに遊びのやり方等を教えています。休息時の水分補給も声かけをして気をつけています。 		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内では子どもたちが自発的に好きな遊びが出来る様に、机の配置を変えてパズルコーナー、ブロックコーナー、絵本コーナー等に分け、やりた遊びが出来る様に工夫されています。 ・天気の良い日は戸外に出て園庭で鬼ごっこ、砂遊び、トランポリン、ジャングルジム等で異年齢児と一緒に遊んでいます。更に近くの公園等への散歩に出かけて、自然に触れる体験が行なわれています。 ・3歳以上児は、年2回の体育教室（跳び箱、縄跳び、竹馬等）や社会体験（電車に乗ってお城見学等）が行われています。 ・感性を豊かにするための取り組みとして、年4回園内の遊戯室（約80㎡）でプロのピアノ演奏、歌唱、バイオリン演奏、和太鼓等を聞く機会が実施されています。 		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日当たりのいい0才児の部屋は遊びのスペースと食事をするスペースの2つに区切られています。保育は継続的な関わりが出来る様に担当制保育を行い、情緒の安定や愛着形成のための取り組みが行われています。 ・家族との連携は送迎時のやり取りや、連絡帳（携帯アプリ）等で行われており、子どもの園での生活状況や興味を持っている遊びの内容、発達状況等伝えています。 		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な基本的な衣類の着脱・排泄等は、子どもの成長に合わせて気長に見守りながら行っています。1~2才児の園庭には人口芝が設置され、戸外での遊びは異年齢の関わりがあり、年上の子が下の子どもに遊びを教えたり、一緒に同じ遊びで交流しながら過ごしています。 ・一人ひとりの家庭との連携は、送迎時の担当保育士との会話や、連絡帳（携帯アプリ）で行われており、話し合いが必要な時は個別面談での対応が行われています。 		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢保育が行われており、3~5才の子どもたちが一緒に同じクラスの中で生活を共にしています。園内の絵本、遊具や、園庭でも遊具は共有して、協力的に一緒に遊ぶ環境に 		

<p>なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の生活では5才児が3~4才児の着替えの手伝い、食事の時のフォークの持ち方等を教えたりして関わり合い、ことばや必要な習慣が身につく活動があります。 ・5才児は、11月以降は午睡を無くし、就学に向けての活動として、子ども達と一緒に就学先の小学校の授業を見に行く体験等の取り組みがあります。 		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の床はバリアフリーで、部屋は障がいに応じて子どもの座る場所や、机の配置等を変えて動き易い様に配慮が行われています。指導計画は子どもの発達や障害の状態に合わせて個別計画（遊び・ことば・生活面・食事量等）と共に長期計画、短期計画が作成されています ・ケース会議（園長・主任・担任・看護師）が必要時には行われており変更、改善内容等は計画の中に取り入れられています。 ・障がいのある子どもも他の子どもたちと同じクラスで過ごしています。子ども同士で遊び等をとうして関わる事で周りの子どもたちとの交流が生まれて話かけてきたり、戸外に行く時は帽子や靴の準備のお手伝いをしたりして他の子どもたちの思いやりや優しい行動が見られます。 		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園での生活の中で子どもたちのおやつは15時と、在園時間の長い子どもには18時に提供されています。飲み物は各自家から持参の飲水と、追加は保育園の麦茶の補給を行っています。 ・長時間保育の子どもたちの引継ぎは、大学ノートで行われており「居残り児童名・保護者に伝える事・迎え人・伝えた職員名」等を記入して確認出来る様になっています。 		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学を見通した保育内容記録は「保育所児童保育要録」に（健康・言葉・人間関係・表現）等具体的に記載され、子どもの就学先の学校に郵送されています。 ・子どもたちが小学校の通学に必要な交通ルールや道路標識等の理解を深めるために、近くの小学校までの散歩を行い、歩道の歩き方、道路標識等体験を通して伝える機会を作っています。 ・保育士と小学校との連携は、卒園児の授業参観を見に行った後、学校教員との意見交換等が行われています。 		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康管理は、毎朝登園時の検温、午睡後の検温、毎月の身体測定（身長・体重等）と年2回の内科検診、歯科検診を実施して、健康状態の把握を行っています。 ・子どもの体調の変化や怪我等の時には、直ぐに保護者に連絡しています。病院受診が必要な状況時に、保護者が対応出来ない時は職員が同行する等、迅速な対応に努めています。 ・乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する対応は、保護者には面談で説明を行っています。園内での0才児の対応は寝かせつける際には、ルクミー（呼吸状態・体位が分かりうつ伏せ寝にアラーム音が鳴る）を体の一部につけて、タブレット（コンピューター端末）での 		

観察と共に睡眠時チェック表で、5分毎の確認観察の対応が行われています。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉑・b・c
<コメント> ・健康診断、歯科検診の結果は、保護者には書面で渡されています。関係職員への周知は診断書が出された子どもに関しては、看護師が窓口になりクラス担任伝えています。その他コドモン（ICTシステム）でも健康管理状況を把握する事が出来ます		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント> ・子どものアレルギー有無の把握は、入園時に「食事アレルギーに関する調査表」の内容で把握しています。アレルギー疾患がある時は、診断書の内容を基にして対応を行っています。 ・園内での食事は、個別の内容に応じて調理して提供されています。他の子供たちと区別するために、名前プレートには黄色のテープで「〇〇アレルギー」を表示し、区別したトレイに配膳しています。さらに別のプレートには「おかわりの可否の表示」等が職員に分かる様に記入されており、机も離して一人用の机で食べる等の配慮が行われています。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉑・b・c
<コメント> ・その日の食事は、玄関入口にサンプルが掲示されます。調理室は玄関横にあり、床全体が低く（約50cm）なって、子どもたちは広い窓から調理の様子を見る事が出来、給食の職員とも会話できるようになっています。昼頃には美味しい雰囲気漂います。 ・食に関する経験が豊富にあり、田植えから精米迄（無農薬栽培で給食に提供）、サツマイモの植え付けと芋ほり、園内菜園での野菜栽培（トマト・オクラ・ピーマン等）、味噌作り体験、梅干し作り体験等の、食への関心を深める取り組みがあります。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉑・b・c
<コメント> ・食事の内容は保護者からの情報を基に、一人ひとりの発達に合わせて食材の大きさや硬さを変えて、安全に食べる事が出来る様に提供されています。米は無農薬米で季節によって行事食を取り入れて、ひめ団子汁、ずんだモチ、ピザ等楽しく食べる工夫があります。 ・食事の量は食欲等に応じて減らし、おかわり（主菜・副菜）も出来る様になっています。子どもが苦手な食材が入った料理等は量を調整して、少しでも食べる事が出来る様に声かけを行いながら支援を行っています。 ・調理員は食事の様子を観察し、残食記録等を行い、子どもの好き嫌いや人気メニューを把握して、献立に活かすための取り組みが行われています。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c
<コメント>		

<ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携は、送迎時の会話での情報や連絡帳（コドモン ICT システム）での連絡のやりとりで行われています。保護者が保育内容を理解する機会は、保育参観（年1回）や保護者参加のお見知り会、はなえみ祭、運動会、生活発表会等あり、保育の内容を知ってもらい保護者の理解を深める機会があります。 ・希望される家庭には、個別面談での対応が行われています。 		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係を築くための取り組みは、送迎時の情報交換での会話や必要な時は個別面談での対応が行われています。 ・保護者からの相談に対しては、日常的にはクラスの担任が行っており、必要に応じて保育士主任、園長が相談に対応する体制があります。 ・意見や相談内容は、具体的に分かり易い文書で記録されており、意見に対する回答は個人への伝達や、回答票を事務室前の壁に掲示する等の対応が行われています。 		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虐待の早期発見は、衣類を着替える時やトイレで着脱を行う時等に毎日観察を行い、さらに子どもの言葉、心身の変化等を通して、兆候を見落とさない様に努められています。 ・虐待の可能性があると職員が感じた時は、保護者への確認を行い主任・園長へ報告し、職員間では情報を共有して、関係機関への連絡を行う取り組みがあります。 ・虐待等の職員研修は、園内の新人研修「虐待防止」や外部研修「児童虐待防止」等が行われており、継続的に職員の意識を高める取り組みがあります。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の保育実践の振り返りは「評価チェックリスト」で、年1回行われています。保育への理解や把握、記録が出来ているか等の振り返りや基本的なマナー、キャリアアップの研修等、保育の質の向上や専門性の向上に向けた取り組みに努めています。 		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	32	13	
内容評価基準（評価対象A）	19	1	
合計	51	14	